

令和 8 年度三原市観光施策推進マーケティング調査業務  
公募型プロポーザル実施要項

1 要旨

本市における、観光客の動向やニーズを把握することで、滞在時間延長につながる観光施策を実現することを目的に、観光スポットや宿泊施設等でマーケティング調査を実施する。

本調査業務の受注者の選定は、公募型プロポーザルにより実施し、提案業者の当該業務に関する知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した受注者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和 8 年度三原市観光施策推進マーケティング調査業務

(2) 業務内容

別紙「令和 8 年度三原市観光施策推進マーケティング調査業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 予算上限額

7,728,000 円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

次のいずれにも該当する団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 号各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加申込日において、建設業者等指名除外要綱（平成 17 年三原市要綱第 204 号）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者であること。
- (3) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (4) 参加申込日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び三原市税を滞納していない者であること。（本市への納税義務がない場合は三原市税に関するものは除外する。）
- (6) 令和 6～8 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。登録されていない場合は、登録に必要な書類を併せて提出すること。
- (7) 三原市暴力団排除条例（平成 24 年三原市条例第 4 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者でないこと。

4 スケジュール

項目	日程
質問書の提出期限	令和 8 年 6 月 17 日（水）17 時
参加表明書・企画提案書の提出期限	令和 8 年 6 月 26 日（金）17 時
企画提案審査（ヒアリング）	令和 8 年 7 月 3 日（金）午前（予定）
選定結果通知（予定）	令和 8 年 7 月中旬

## 5 質問及び回答

### (1) 提出方法

質問がある場合は、「質問書（様式第2号）」により質問事項を箇条書きにし、本書中の「10 資料提出及び問合せ先」に電子メールで送信すること。件名は「質問（観光施策推進マーケティング調査）」とすること。なお、受信確認のため、送信した際は電話でその旨を連絡すること。

### (2) 提出期限

令和8年6月17日（水）17時まで【必着】

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、随時、本市ホームページへ掲載する。

## 6 参加表明書・企画提案書の提出

### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号） 1部

イ 添付書類（該当者のみ ※を参照） 1部

※令和7・8年度三原市建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿、令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿のいずれにも掲載されていない者が参加表明書を提出する場合、次の書類を添付すること。

(ア) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

(イ) 印鑑証明書 ※写し可

(ウ) 市税の滞納のない証明書 ※写し不可、本市に納税義務がない場合は不要

(エ) 消費税及び地方消費税の納税証明書 ※写し可

ウ 見積書 1部

様式は任意とするが、合計金額（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む）のみではなく、業務ごとの内訳も明記すること。

エ 企画提案書（A4判、任意様式） 8部（原本は1部、残り7部は写し可。）

(ア) ページ番号を各ページの下部に印字すること。

(イ) 企画提案書は任意様式とするが、「審査基準」との対応関係が確認しやすいように作成すること（業務実施体制、アンケート調査等）

(ウ) 提案は1社につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めない。

### (2) 提出方法

「(1) 提出書類」は、書面（持参又は郵送）及び電子データ（PDF形式等）を用意し、郵送及び電子メール送信により提出すること。件名は「参加表明書・企画提案書（観光施策マーケティング調査）」とすること。受信確認のため、提出した際は電話でその旨を連絡すること。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。郵送の場合は必着とする。

### (3) 提出先

「10 資料提出及び問合せ先」に同じ。

### (4) 提出期限

令和8年6月26日（金）17時まで【必着】

## 7 審査方法及び基準

提出された企画提案書を基に、市職員で構成する選定委員会においてヒアリング審査を行い、提案内容全般を総合的に評価し、評価点の平均点が最も高く、かつ評価基準点（60点）以上の1事業者を、

優先契約交渉業者として選定する。

(1) ヒアリング審査実施方法

1社当たり30分（説明20分、質疑応答10分）とする。

(2) ヒアリング審査実施日程及び会場

日程：令和8年7月3日（金）午前（予定）

会場：三原市役所本庁舎内会議室（三原市港町三丁目5番1号）

詳細な時間については、別途連絡する。

※当日市が会場に用意するものは、企画提案書を投影するディスプレイ、ディスプレイケーブル（HDMI）、電源コードとする。その他機材を使用する場合は、各自準備すること。

(3) 審査項目

別表の審査基準に基づき審査する。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、申請書類の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、選定結果（業者名）について本市ホームページに掲載する。なお、選定の詳細についての問合せには、一切応じない。

8 契約に関する事項

契約に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 契約方法

本市と優先交渉事業者で、企画提案の内容及び市の意向について仕様書等の協議調整を行った上で、予算の範囲内で本業務の委託契約を、随意契約により締結する。

(2) その他

特別な事情が生じた場合は、本市と優先交渉事業者が協議の上、契約条件等を変更できることとする。

9 その他

その他の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 企画提案に関する費用は、全て企画提案事業者が負担する。

(2) 提出書類の返却は行わない。

(3) 提出書類を受理した後は、内容の追加及び修正はできない。

(4) 公募開始後は、観光課への営業活動を禁止する。

(5) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。

(6) 提出書類は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。

(7) 本業務により配信される映像等データの著作権は本市に帰属するものとする。

(8) 提出された企画提案書等については、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年三原市条例第12号）に基づき公開する。

(9) 選定結果についての不服及び異議申し立ては認めない。

10 資料提出及び問合せ先

三原市経済部観光課 観光企画係 担当：入江、山根

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号 Tel：0848-67-6015 Fax：0848-64-4103

E-Mail アドレス kanko@city.mihara.hiroshima.jp

## 別表

## 審査基準

審査項目	評価の視点	配点
業務目的・業務内容の理解	・本業務の目的・内容について十分に理解した、実現可能な提案であるか	10点
業務実施に必要な能力・実施体制等	・本業務に必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。 ・事業の実施に必要な観光データを独自に有しており、本業務に適切な活用が見込まれるか。	10点
	・実施体制が妥当で、本市との連絡・調整が定期的かつ速やかに行える体制か。 ・市内観光事業の精通者を含むなど、事業の実施体制を確保しているか	10点
業務内容（提案内容）	・マーケティング調査の対象となる観光スポット、宿泊施設、祭り・イベント会場の選定が適当で、選定の根拠が示されているか。	10点
	・アンケート調査については、十分は調査結果につながるサンプル数になっているか。	5点
	・アンケート回収率を上げるための方法が適当で、効果的な調査の実施が見込まれるか。	5点
	・データや市場動向等を踏まえ、適切な仮説ターゲットの設定が期待できるか。 ・その検証に用いる調査手法は適当であるか。	5点
	・観光関連施設に対する意向調査の手法が適切であり、観光の現状や課題に加え、今後の取組や連携に関する提案等の情報収集が期待できるか。	10点
	・収集したアンケート調査データの適切な集計、分析の実施が見込まれるか。	10点
	・アンケート調査結果に基づく具体的な提案を期待できるか。 ・中長期的な展開を踏まえた施策が明示されるとともに、提案（例示）されたそれぞれの事業が本業務の目的達成に効果的であるか。	20点
見積額	・見積額／委託料上限額（95%未満～100%の区分で審査）	5点
合計		100点